

グリーン調達ガイドライン

環境との共生を目指して



目次

1. 目的.....	2
2. 適用範囲.....	2
3. 用語の定義.....	2
4. グリーン調達の考え方.....	3
5. テセックのグリーン調達基準.....	4
6. 取引先様へのお願い事項.....	4
● 改訂履歴.....	5
● お問い合わせ先.....	6

1. 目的

本ガイドラインは、テセック製品を構成する原材料、部品及びユニット等が含有する有害化学物質について、使用禁止あるいは使用管理を明確にし、取引先様に周知徹底して環境負荷低減を図ることを目的とします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、テセックが出荷する製品、付属品、添付品、梱包材料などに使用される原材料、部品等の調達に適用します。

- ①テセックが設計および、製造する製品に使用される原材料、部品等
- ②テセックが第三者に設計および、製造を委託する製品に使用される原材料、部品等
- ③第三者が設計、製造しテセックが転売する製品に使用される原材料、部品等
- ④上記①～③に付属する取扱説明書、添付品等に使用される原材料、部品等
- ⑤テセックが出荷する製品、物品の梱包材、包装材に使用される原材料、部品等（納品物に使用される梱包材は含まない）

ただし、テセックが出荷する物品が EU-RoHS 指令対象から外れている場合、及び顧客からの指示が無い場合は、適用範囲から除外することができます。

3. 用語の定義

(1) 取引先

- ① テセックが設計および、製造する製品に使用する原材料、部品等の納入、加工等を行う業者様
- ② テセックが第三者に設計および、製造を委託する製品に使用される原材料、部品等の納入、加工等を行う業者様
- ③ 第三者が設計、製造しテセックが転売する製品の製造業者様
- ④ 上記①～③に付属する取扱説明書、添付品等に使用する原材料、部品等の納入、加工等を行う業者様

(2) SDS

Safety Data Sheet : 安全データシート

化学物質等を使用することによって環境汚染問題を生じたり、誤って危険な事態を生じたりしないようにするために、予めその化学物質の環境・安全・健康面等の参考情報を知らせる書類です。

(3) EU-RoHS 指令

Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment

EU 圏における、電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限の指令です。

(4) chemSHERPA 管理対象物質参照リスト

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium）により整備された、管理対象物質リストのこと。化学品の製品含有化学物質情報を伝達するためのツール(chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI)とともに、規制や規格の動向を踏まえ、定期的に更新した最新版が公開されています。



(5) 含有

物質が意図的の有るか否かを問わず、製品を構成する部品、デバイスまたは、それらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することを指します（加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合も含む）。

但し、製造工程で用いても製品に含有されない物質や、反応残渣、不純物は対象外とします。

(6) 均質材料

機械的に別々の材料に分離できない材料を意味し、「機械的に分離」という意味は原則として、ネジの取り外し、切断、粉碎、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されることを意味します。たとえば、クロメート処理鋼板は、メッキ層が「均質材料」部分となります。

(7) 閾値（しきいち）

最大許容濃度を指し、この基準より上回る場合は使用禁止や、使用を制限します。

4. グリーン調達の方針

当社の環境方針に基づく環境活動への取り組みを理解し、グリーン調達基準を満たした材料、製品、サービスを提供する取引先様を優先します。

【テセック環境方針】

当社は、半導体検査装置を製造、販売する企業として、地球環境の保全が人類共通の課題であることを深く認識し、環境との共生を目指して環境安全活動を推進します。

当社の活動、製品、サービスにおける環境影響要因とその環境負荷を把握し、環境汚染の予防に努め、環境負荷の低減に向けて継続的改善に努力します。

- (1) 当社に適用される環境関連の法律、条例、及びその他の要求事項を順守します。
- (2) 環境目的・目標を設定し、環境負荷の低減、及び環境に配慮した製品開発に取り組みます。
- (3) 環境方針、環境保全推進状況を社員に周知させ、意識向上を図るとともに、社外に公表します。
- (4) 社会で実施、推進される環境保全活動に積極的に参画します。
- (5) 当社の活動、製品、サービスにかかわる環境影響のなか、環境重点テーマとして省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、環境負荷の高い物質の使用量削減を推進します。

5. テセックのグリーン調達基準

【禁止指定】

- 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する 2011 年 6 月 8 日付け欧州議会・理事会指令(EU-RoHS Directive) 2011/65/EU および官報 (EU) 2015/863 において、附属書 II に記載された 10 物質
- 米国有害物質規制法 (TSCA : Toxic Substances Control Act) 規則第 6 条に基づく、残留性、生物蓄積性及び毒性 (PBT) を有する 5 物質

【監視範囲】

- JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の定める「chemSHERPA 管理対象物参照リスト」の物質群
- (1) 当社が禁止指定とする、法令・規制に適合しない化学物質を使用禁止としそれを含む部材の使用も禁止します。
 - (2) 当社製品の仕向け地の法規制等により、監視範囲とするリストを参照し、物質と閾値を適用する場合があります。
 - (3) 禁止指定の閾値は均質材料においての値を、その製品または部品の総重量で割った値を基準とします。
 - (4) 法令によって禁止または制限を目的とする新たな閾値が設定された場合は、閾値もそれに準拠します。

6. 取引先様への依頼事項

(1) 環境保全の推進

積極的な環境保全の取り組み (環境方針策定・システム整備・教育の実施など)

(2) 調達品の環境負荷情報調査 (必要に応じて)

- ① 構成物質毎の質量または、質量割合
- ② 含有化学物質の種類
- ③ 含有化学物質の使用目的
- ④ SDS の提出

含有化学物質調査は、基本的には調達品に含まれている全ての化学物質を対象とするが調査実施は以下の優先順で行います。

- A) EU-RoHS 指令の 10 物質 (鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・PBB・PBDE・DEHP・DBP・BBP・DIBP) の有無および含有量。
- B) 米国 TSCA 第 6 条に基づく、残留性、生物蓄積性及び毒性 (PBT) を有する 5 物質 (デカブロモジフェニルエーテル、リン酸トリス、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール、ペンタクロロチオフェノール、ヘキサクロロブタジエン)
- C) 「chemSHERPA 管理対象物参照リスト」の物質群の化学物質の有無および含有量

- ①、②の調査の回答は「chemSHERPA データ作成支援ツール」の「chemSHERPA-AI」または「chemSHERPA-CI」を使用したデータ作成・提出をお願いします。詳細はホームページ (<https://chemsherpa.net/tool>) をご参照ください。



● お問い合わせ先

- 資材・加工グループ
- 品質保証グループ

平澤 仁 (hirasawa.hitoshi@tesec.co.jp)

相沢 敦 (aizawa.atsushi@tesec.co.jp)